

○大綱

- ・昭和61年度～平成8年度 「第1次行政改革大綱」
- ・平成9年度～21年度 「第2次行政改革大綱」
- ・平成22年度～31年度 「第3次行政改革大綱」
- ・平成25年度～27年度 「第3次行政改革大綱(改訂版)」
- ・平成28年度～令和8年度 「第4次行政改革大綱」

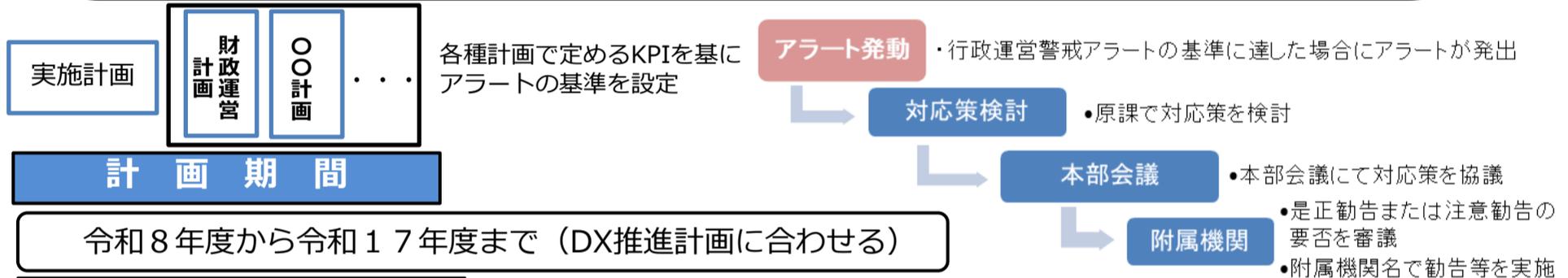
○実施計画

- ・平成12年度～14年度 「行政改革実施計画」
- ・平成15年度～17年度 「第2次行政改革実施計画」
- ・平成18年度～21年度 「第3次行政改革実施計画」
- ・平成22年度～24年度 「第4次行政改革実施計画」
- ・平成25年度～27年度 「第5次行政改革実施計画」
- ・平成28年度～令和8年度 「第1～3次行政改革実施計画」

第5次行財政改革大綱の骨子（案）

見直しの趣旨

- ・**現行の計画はまちづくりに焦点を当てた内容**となっている。今回の見直しでは、行政改革が本来もつ「組織の統廃合」「事務の効率化」「規制緩和」などの目的に焦点をあて、人口減少や限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる情勢に対応するため、町の方向性を示す計画とする。
- ・行政改革と親和性の高いDX推進計画を「第5次行財政改革大綱」の基本方針の一つに位置付け、「第1次DX推進計画」の見直しに合わせ「第5次行財政改革大綱」を令和7年度に前倒しして策定する。
- ・「実施計画」として財政運営計画などの各種計画をラインナップし、各種計画で定めるKPIを基に「行政運営警戒アラート」の基準を設ける。
- ・「行政運営警戒アラート」が発出された場合、原課へ対応策の検討依頼を行い、本部会議にてその対応策を協議。その対応策をもって附属機関に対し、アラート発出や対応策について説明し、是正勧告や注意勧告の可否を審議。是正や注意勧告の必要があると判断した場合、附属機関名で計画や事業に対し是正勧告・注意勧告を行うこととする。



計画期間

令和8年度から令和17年度まで（DX推進計画に合わせる）

基本理念

3つのS（スピード・スマート・サスティナブル）

人口減少時代を迎え、限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる中で、下記3つの事項を意識した行政改革を推進する。

- スピード  
環境や状況の変化に「即応」して実現することや各種手続きを「迅速」に行えるような体制整備
- スマート  
真に必要な施策や体系の「的確」な判断や、地域資源や活力の「効果的・効率的」な活用
- サスティナブル  
「持続可能」な行財政運営や、継続性の観点を見直し「持続可能」な施策の選択

基本方針

- 持続可能な行財政運営
- DXを活用した事務の効率化・利便性の向上
- 職員の人材育成や働き方改革の推進

重点項目

- (1) 健全な財政の維持
- (2) 公共施設の適切な運営
- (3) デジタル化による庁内事務事業の効率化
- (4) デジタル化による町民の利便性向上
- (5) 人材の育成・活用
- (6) 働きやすい職場環境づくり

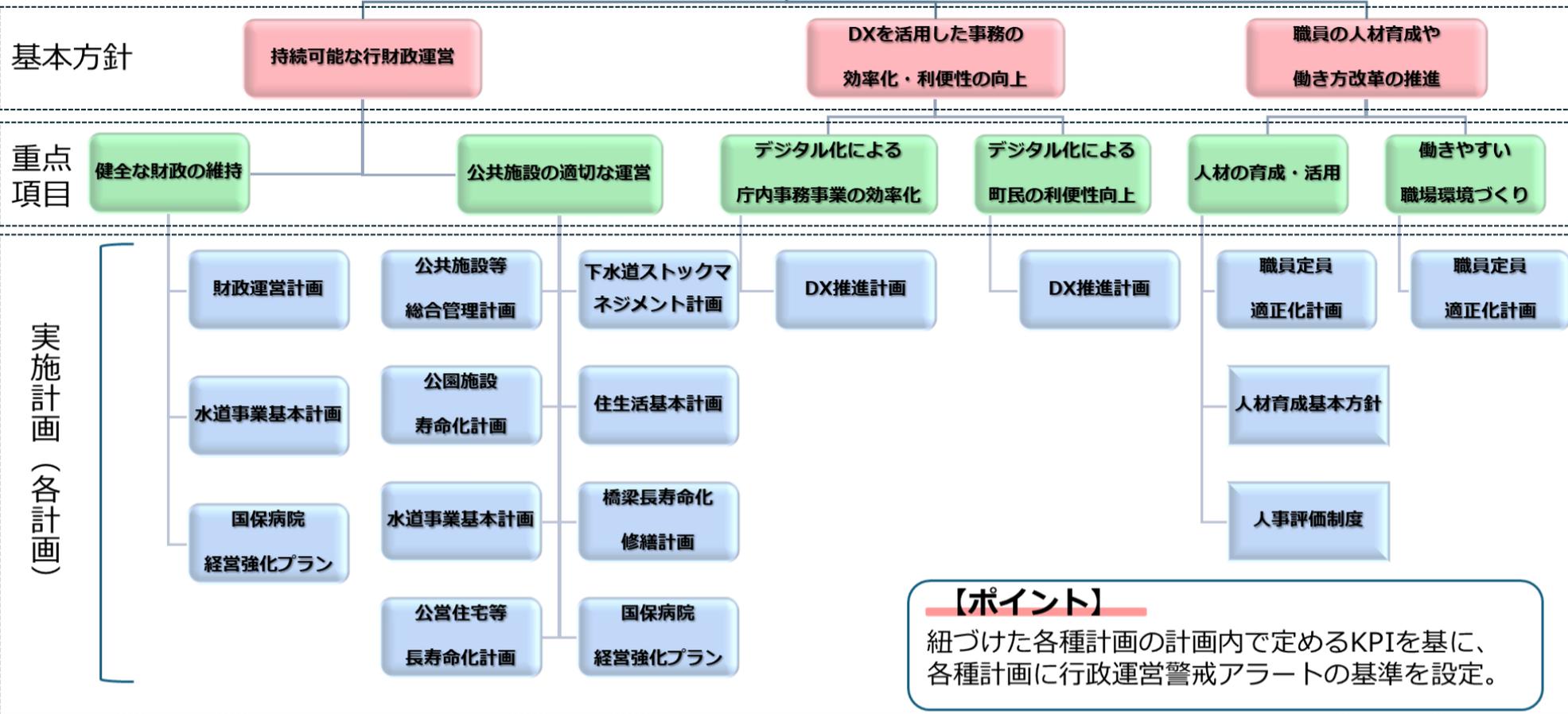
実施計画

重点項目達成の手段として各種計画を紐づけ、行政運営警戒アラートの基準を設定。

# 行財政改革大綱の体系図

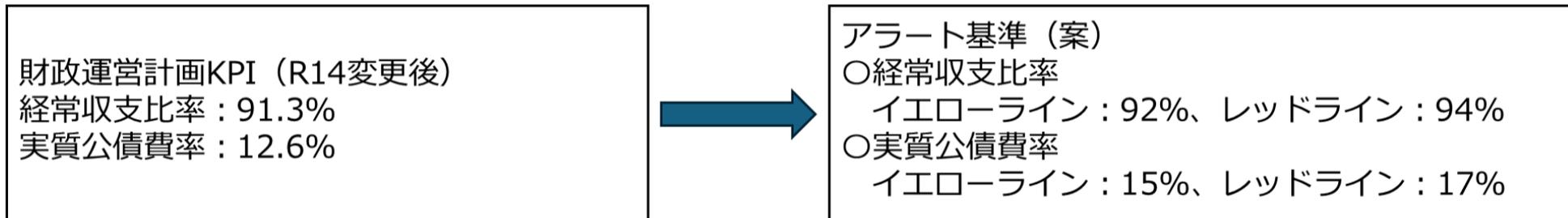
## 第5次美幌町行財政改革大綱

趣旨：人口減少や限られた資源・人材を活用した行財政運営が求められる情勢に対応するため、町の方向性を示す。  
 計画期間：令和8年度～令和17年度（DXに合わせる）  
 基本理念：3つのS（スピード・スマート・サステナブル）



## 行政運営警戒アラート発動のイメージ（案）

財政運営計画を例に・・・



経常収支比率が93%に  
 （アラート基準イエローラインを上回る）

経常収支比率が95%に  
 （アラート基準レッドラインを上回る）



**検討・協議・勧告は、それぞれ3つのS（スピード・スマート・サステナブル）を意識**

※実施状況の確認は、従前どおり年1回5月頃の照会を予定。